

# 盛岡広域成年後見センター ニュースレター



第25号 令和8年6月30日(火)発行

## 新たなスタートきました

当センターは、盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町・岩手町からの委託を受け、関係機関の皆さまと連携を取りながら、業務を行っております。

成年後見制度への理解が深まり、制度を必要とする人が適切に制度利用につながり、「利用してよかった」と実感していただけよう、これからも関係機関と連携をとり、取り組んでまいります。

引き続き、ご支援ご協力の程よろしくお願いいたします。



イラストレーター 柏木牧子さん：作  
オリジナル作品

## 令和8年度の主な取組み

### 広報・啓発

地域の方向けの成年後見講演会の開催や専門職向け研修会・福祉職向け制度研修会等、対象者別の研修を充実させていきます。

出前講座を開催し、制度利用を必要とする方の早期発見と申立てにつながるよう、相談会を実施します。

ニュースレターやホームページを活用して情報発信します。

### 相談

地域包括支援センターや相談支援事業所などと積極的に連携を取りながら、本人の意向を尊重した対応をすすめます。

来所相談の他、電話相談や訪問相談、出前講座での相談会等身近な場所での相談機会を確保し、相談者の抱える課題に適切に対応していきます。

### 後見人等支援

親族後見人が本人の権利や意思決定支援を意識した後見活動を展開できるよう支援します。

後見活動で生じた悩みや課題に対して支援関係者と連携して対応していきます。

### 利用促進

親族や本人が申立人の場合、円滑に申立書の作成がすすむようサポートします。

市民後見人を養成し、修了後も支援チーム会議や情報交換会等で円滑な活動が展開できるよう支援します。

家庭裁判所や専門職との連絡会議を実施し、課題の共有や連携体制の充実に努めます。

### 地域連携ネットワーク構築

利用者の視点に立ち、法律・医療・福祉・金融・行政等の多様な主体の連携による情報共有を行い、適切な後見事務の確保を目指します。地域の多様な関係機関とのネットワークづくりをすすめます。





## 令和7年度の相談実績



### 当センターの相談実績をお知らせします

相談形態	電話	389件 (65.4%)
	来所	167件 (28.1%)
	訪問	28件 (4.7%)
	その他	11件 (1.8%)
主な相談内容	財産管理	5件 (0.8%)
	身上監護	4件 (0.7%)
	申立手続	212件 (35.6%)
	制度内容	294件 (49.4%)
	その他	80件 (13.4%)
相談者	本人	26件 (4.4%)
	家族・親族	359件 (60.3%)
	行政	23件 (3.9%)
	地域包括支援センター	39件 (6.6%)
	居宅介護支援事業所	22件 (3.7%)
	相談支援事業所	28件 (4.7%)
	福祉施設・事業所	16件 (2.7%)
	病院	47件 (7.9%)
	その他	35件 (5.9%)
相談対象者	高齢者	418件 (70.3%)
	知的障がい者	71件 (11.9%)
	精神障がい者	66件 (11.1%)
	その他	40件 (6.7%)

相談件数は **595** 件となりました。前年度に比較し、夏季の相談件数の減少が大きく、猛暑の影響を少なからず受けたものと考えられます。

相談件数は減少したものの、相談の背景に様々な課題を有するケースが増加しており、本人の支援関係者と情報共有を図りながら、制度利用の必要性や緊急性を検討してまいりました。また、前年度に引き続き訪問相談にも積極的に対応しました。

現時点での制度利用は必要ないと確認されたケースや首長申立てや手続代理に移行するケースであっても、その後の状況把握に努めるなどして、相談者が必要とする適切な支援に務めています。

相談は、複数の職員での対応を基本とし、相談票を整備し、継続相談を始め、初回相談から時間的な経過があっても円滑な対応が可能となるようにしています。法律的な課題等を抱える相談については、月 2 回開催する課題検討会において、専門的な見地から弁護士等の助言を得て、適切な対応に努めています。

### こんな相談がありました



#### 【ケース1】

県外在住の姉（80代）が来所。単身の妹（70代）が入院し、数年ぶりに帰郷した。妹の入院先から妹は認知症であり、後見制度の利用を勧められた。妹の身内は自分だけであり、至急手続きを取りたいと言う。制度や手続きについて説明するがなかなか理解が進まない。さらに姉の夫も闘病中であり、時間的にも経済的にも厳しい様子が窺えた。姉が申立人となり、書類を作成することは困難と見込まれ、首長申立てにつないだ。➡ その後、首長申立てとして対応が決定。

#### 【ケース2】

施設入所中の子（50代）の後見人をしている母（80代）からの相談。定期報告書の提出時期だが様式が変わり困っているとのこと。母の都合に合わせ、自宅訪問により、報告書の作成を支援し、無事提出にこぎつけた。➡ 令和7年4月から定期報告書（家庭裁判所に後見人が年1回提出）の様式が変更となり、同様の相談が複数寄せられ対応した。

#### 【ケース3】

相談支援事業所からの相談。本人は40代女性。精神保健福祉手帳所持。自宅で一人暮らし。ゲーム課金等に多額のお金を費やし、金銭管理のサポートが必要。以前から度々相談が寄せられていたが申立てに至らずに経過。しかし、相談支援事業所の本人に寄り添った支援や当センターへの来所相談等を重ねる中で、本人も徐々に制度利用の必要性を理解し、本人申立てに至った。➡ その後、弁護士が保佐人に選任された。

# 市民後見人 etc.

《市民後見活動状況  
(8.3.31 現在)》

	受任件数	活動中 (実数)
元年度	2	0
R2年度	7	2
R3年度	4	1
R4年度	3	2
R5年度	17	10
R6年度	11	11
R7年度	14	10
合計	58件	36人

## 『令和8年度盛岡地域市民後見人養成講座』

### 受講者募集

- 日時 令和8年8月20日(木)～  
10月22日(木)  
週1回全9回 概ね10:00～16:40
- 会場 岩手教育会館
- 定員 30人 ※定員を超えた場合は抽選
- 対象
  - ①盛岡広域8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)在住の方
  - ②令和8年4月1日現在年齢満20歳以上70歳以下の方
  - ③原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方
  - ④成年後見制度及び市民後見人の活動に理解と関心がある方

当センターHPに掲載  
詳しくはお問合せください



## 【担い手としての期待UP】

成年後見制度の担い手として期待を寄せられている「市民後見人」。

専門職とは異なり、市民らしい視点と感覚を大切にしながら、地域の身近な立場で見守る活動をします。

盛岡広域管内においても、受任者数は増加傾向にあります。

当センターでは、市民後見人が集う場として、毎月情報交換会を開催し、活動上の悩みや課題を共有し、一人で悩みを抱え込んだり孤立することなく活動できるよう、全面的に支援しています。

## 【チーム支援会議】

昨年度から市民後見人が選任された事案では必ず活動開始前にチーム支援会議開催することとし令和7年度は、計12ケースについて15回開催しました。

市民後見人が活動するに当たっては、最初にこれまで支援してきた関係者から必要な情報を得て共有し、その後の円滑な後見活動につなげていきます。

市民後見人としての活動は、これまでは専門職と市民後見人の複数後見としての受任がほとんどでしたが、最近は市民後見人2名による複数後見も誕生しています。

あなたも市民後見人になりませんか

左記のとおり、今年度の養成講座を開催します。

この講座は、認知症や知的・精神障がいの方を支援する市民後見人を養成するためのもので弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士等から、障がい者理解や対人援助・意思決定支援の基本、後見人として必要な年金、生活保護などの基礎的な知識を学びます。

また、修了者に対してはフォローアップ研修などで、さらに専門的な知識と実際の活動について深めていただきます。

お申込み、お待ちしております。



# 成年後見相談と出前講座のご案内

～誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために～

## ご相談ください ～相談方法は3つ～

### 1 電話相談

まずは、お電話ください。お話を伺った後、必要に応じて来所のご予約をお取りします。

### 2 来所相談

具体的な相談は来所がおすすめです。事前にご予約ください。（ご相談に係る時間は概ね1時間程度）

### 3 出前相談

来所が難しい場合は、ご自宅や病院、入居されている施設等への訪問相談もできます。

出前講座での相談会もご活用ください。

例えば

- ★成年後見制度について知りたい
  - ★利用するにはどうしたらいいの？
  - ★書類の書き方が難しそう
  - ★担当している高齢者のことなのですが・・・
  - ★父が認知症で金銭管理ができないのですが
  - ★一人暮らしで、将来が不安 等々
- 成年後見制度に関する様々な相談をお受けしています。

◎こんなこと聞いていいのかな？

◎制度の対象になるかしら・・・

と心配せずお気軽にご相談ください。  
相談は無料です。

## ～ 出前講座 ～

福祉関係機関や事業所、家族会、地域の方々など、広く成年後見制度を知っていただき、理解を深めていただけるよう、出前講座を実施しています。成年後見制度の概要や成年後見人の役割、財産管理や身上保護等、当センターのスタッフが会場に伺い、ご希望に合わせた内容や時間で実施します。

これまで

- ・公民館での講座
- ・ケアマネジャー研修会
- ・民生委員・児童委員研修会
- ・精神科病院
- ・家族会研修会
- ・障がい福祉事業所保護者会研修会

等で実施してきました。  
費用は一切かかりません。

講座をご希望の場合は、まずは電話にてご連絡ください。日程や内容等を調整した後「出前講座申込書」を提出いただきます。（※申込書はホームページに掲載しています。）

出前講座の前後で相談会を実施することも可能です。

あわせてご検討ください。

\*\*\*\*\*

## ～ 編集後記 ～

今年度最初のニュースレターをお届けします。

最近、複合的な課題を有する相談が増加傾向にあります。そのため、専門的な知見を有する関係機関との連携がますます重要であると実感しています。今後も情報共有とネットワーク構築に務めてまいります。今年の夏も暑くなりそうな気配です。ご自愛下さいませ。

### 盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階  
特定非営利活動法人

成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://koukennet.org/>



**地図**

**アクセス**

- 1 盛岡城跡公園バス停
- 2 菜園川徳前バス停
- 3 映画館通バス停
- 4 中央通一丁目バス停（岩銀本店前）

事務所までの最寄りのバス停